UNION MASSAGE

三越伊勢丹グループ労働組合 エムアイフードスタイル支部　社外秘

本紙は組合HPにも掲載しています。
じっくり読みたい方はこちらからどうぞ
ID:iaから始まる８桁の従業員番号
パスワード：im

12 月に入り会社としては年末にかけて最繁忙期を迎えます。作業量の多くなるこの時期は、長時間労働や労災発生件数が増える時期でもあります。今回のユニオンメッセージでは、繁忙期における「安全衛生管理の徹底」のポイントについてお伝えしてまいります。
また、合わせて 11/26 開催した「第 2 回ハラスメント防止対策委員会」の開催報告をさせて頂きます。

安全衛生管理の徹底に向けて

＜労災の未然防止＞

「労災」とは…？？

仕事中に起きる事故・怪我のことです。特に繁忙期は忙しいがゆえに、周りが見えなくなったり、早くやろうとして手順を守らなかったり、と労働災害のリスクが高まります。労働災害を防ぐために、以下の 3 点を徹底していきましょう。

①作業の手順・方法をしっかり守ること

作業手順・方法は安全に作業を進める上で重要です。マニュアルに従った作業を進めましょう。

②健康管理の徹底を行うこと

体調不良の状態での作業は非常に危険です。日頃から健康管理をしっかり行いましょう。

店舗では 11 月より
「健康管理表」が新しくなりました！
体調に不安のある時には、
チーフ・所属長へ
勤務について相談しましょう

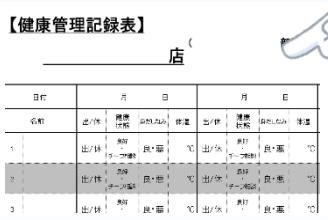
【健康管理記録表】
店（　　）

③ヒヤリ・ハットの共有を行うこと

仕事中に「ヒヤリ」としたことや、危ないと思って「ハット」したことはありませんか？
そういった「ヒヤリハット」を共有し職場環境を改善することで、大きな労災を防ぐことができます。気づいたことがあったらチーフ・所属長へ共有しましょう

＜労働時間管理＞

繁忙期は、業務量が増えるため長時間労働になりやすい時期です。
今一度、一人ひとりが労働時間管理(勤怠管理・時間外)のルールの徹底を、マネジメント者は部下の労働時間の進捗管理の徹底をお願いします。

①時間外ルールの徹底・時間外就業指示書の使用

上司の指示命令のない時間外労働は禁止です。
時間外が発生する場合は「時間外就業指示書」を使用して上司に必ず確認しましょう。

上司が認めた場合にのみ、
時間外労働をすることが可能です。
上司に確認する際には、時間外になる**「理由」**と
「必要な時間外数」を伝えましょう。

②労使再協定の徹底

以下に該当する場合は、労使で再協定が必要となります。
■30 時間以上の時間外が発生する場合
■インターバル休息(勤務終了後、翌日の勤務をおこなうまで 12 時間の休息)をとることができないまま勤務する場合

あわせて以下の**法定労働時間を超えないよう労働時間管理**をお願いします！
×月間の時間外労働 45 時間以上を超える月が年間 6 回を超える場合
×月間 80 時間以上の時間外が発生する場合
超えてしまう前に、必ず上司に相談しましょう。

2021 年度第 2 回ハラスメント防止対策委員会　開催報告

第 2 回ハラスメント防止対策委員会では、2021 年度上半期の相談状況・課題感を確認し、ハラスメント防止に向けた具体的な取り組みについて確認してまいりました。

ハラスメントは雇用形態関係なく誰しもが行為者になる可能性があります。ハラスメントのない職場にしていくためには、一人ひとりの知識向上と相互尊重の意識が必要不可欠です。

会社・組合・上司・職場の一人ひとりがそれぞれの立場から「しない・させない・みすごさない」の徹底に取り組んでいきましょう。

2021 年度取り組み内容

■e-ラーニングによる研修の継続実施
入社時の研修と年間 1 回全従業員対象の研修を継続的に実施します。

■職場風土改善にむけたコミュニケーションの工夫について発信・周知(ポスター)
相手のことを尊重した伝え方・指導の仕方ができていますか？コミュニケーションをとる上でのポイントを定期的に発信していきます。

■相談窓口の周知
職場問題などで困ったことがあった時に相談できる窓口が社内(人事・組合)にもあります。相談窓口を広く周知し細やかに対応できる体制を整えます。

■店長会等でのマネジメント者向けの情報発信
指導の仕方だけでなく、職場で相談があがった時の対応など、店長会等の機会をつかって広くマネジメント者への情報発信をおこなっていきます。

気を付けよう！「決めつけ」と「押しつけ」

- 「普通はそうだろう」　…価値観の決めつけ
- 「そんなことできっこない」　…能力の決めつけ
- 「つべこべ言うな」　…解釈の押し付け
- 「これくらいできて当然」　…理想の押し付け

（参考書籍）「アンコンシャス・バイアス」マネジメント　最高のリーダーは自分を信じない　守屋智敬　著より一部抜粋

お気軽に相談ください

相談窓口
■人事部
TEL：03-6633-4161
■労働組合
TEL：03-5273-5165

組合相談 forms
組合では気軽に相談できる窓口を開設しています

～編集後記～

12 月に入り朝晩の冷え込みも厳しさが増してきました。全国的にコロナウィルス新規感染者は減少傾向にありますが、
この時期はコロナウィルスだけでなく様々な感染症が流行する時期でもあります。引き続きになりますが、「うがい・手洗い・マスク着用」など一人ひとりができる感染症対策を継続していきましょう。
繁忙期は作業量が増加する中で気持ちも焦ってしまいがちですが、周りの仲間とコミュニケーションをとって全員でこの最繁忙期を乗り切っていきましょう！